

菜の花デイサービス 指定地域密着型通所介護 介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

菜の花デイサービスは介護保険の指定を受けています
指定番号 生駒市 2970900409

菜の花デイサービスはご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 指定地域密着型通所介護、
- ② 介護予防通所介護相当サービス

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業の目的

介護保険法令の趣旨に従って、要介護状態、又は、要支援状態にある高齢者の心身の状態を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴サービスなど各種サービスの提供により、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と合わせて、介護家族の身体的、精神的負担の軽減を図り居宅での生活を維持できるように支援することを目的とします。

2. 事業者

- (1) 法人名 ウェルコンサル株式会社
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市生野区巽中三丁目20番12号
- (3) 電話番号 06-6751-4100
- (4) 代表者氏名 代表取締役 井村 征路
- (5) 設立年月 平成13年4月

3. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所
介護予防通所介護相当サービス事業所
- (2) 事業所の名称 菜の花デイサービス
- (3) 事業所の所在地 奈良県生駒市中菜畑二丁目1117番地
- (4) 電話番号 0743-71-7221 (FAXも同一番号)
- (5) 管理者氏名 西村 早苗
- (6) 事業所の運営方針

① 事業所の職員は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図り、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

② 事業所は各種のサービスを提供するにあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立つものとします。

③ 事業所の運営にあたっては、各市町村及び各関係機関等との連携に努めます。

- (7) 開設年月 平成15年2月14日
- (8) 利用定員 18名

4. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 生駒市区域

ただし、平成28年 3月31日までに利用契約を締結した奈良市外の被保険者については、従前の例によります。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (2) 営業日 | 年中無休 |
| (3) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分まで |
| (4) サービス提供時間 | 午前9時から午後5時まで |
| (5) 延長サービス | 1時間単位の5時間以内 |

5. 職員の配置状況

事業者は事業所に以下の職員を配置します。ただし、必要がある場合は定員を超え又はその他の職員を置くことができるものとします。

管理者 1名	生活相談員 1名	看護職員 1名
機能訓練指導員 1名	介護職員 3名	

6. サービスの種類と対象者

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 指定地域密着型通所介護 | 要介護1から5の方 |
| (2) 介護予防通所介護相当サービス | 要支援1または要支援2の方 |

7. 事業所が提供するサービス

- (1) 6. に示す介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割又は7割）が給付されます。

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・利用者の自立支援や日常生活動作能力の向上のために、極力利用者ご自身の力で入浴していただきますが、必要に応じて直接介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行います。

②排泄介助

- ・利用者の排泄介助を行います。

③送迎

- ・利用者、家族の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施域外からのご利用の場合は、別途費用をご負担いただきます。

④機能訓練

- ・食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。

⑤健康チェック

- ・体温・血圧の測定等を適時行います。

⑥レクリエーション

特別な費用を徴収せずに行うもの。

⑦生活指導（相談・援助）

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

①食事

- ・ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

②レクリエーション、クラブ活動

- ・別に費用がかかるレクリエーション、クラブ活動については別途ご案内し、ご希望者に参加していただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

- ・衛生消耗品（紙おむつ等）の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

8. サービス利用料金

サービスを提供した場合の利用の額は、重要事項説明書別紙 菜の花デイサービス 地域密着型通所介護料金表もしくは介護予防通所介護相当サービス料金表に記載の通りとします。

- (1) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- (2) 介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の給付対象とならないサービス費用は、利用料の全額が利用者の負担となります。利用料金は経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。
- (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第11条参照）

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 健康診断書の提示

本サービスを受ける前に、利用者の健康診断書を提示して頂きます。診断書の様式は別に定めます。又継続利用される場合は、原則として年1回、及び体調の急変等で事業所が必要と判断した場合については、その都度診断書の提示を求めます。健康管理、施設内感染防止、体調の急変時の対応に必要なものですので、宜しくお願いします。但し、診断書の内容により、当施設、嘱託医の判断で、サービスが受けられない場合があります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 私物に関して

- ①原則として、貴重品はお持ちにならないで下さい。入浴時等、自己管理できない場合がありますので、お小遣いもできるだけ少額にしてください。
- ②衣類は、汚染した場合、原則としてそのままお返し致しますが、汚れがひどい場合、帰宅時間までに時間があれば下洗い致します。それが原因で、脱色や縮み等が発生する場合がありますが、ご容赦下さい。
- ③私物には必ず名前を記入してください。セーター等、名前の書きにくい物は、裏に当て布をして記入してください。特に入浴時の衣類の紛失には万全の注意を払いますが、汚染したり、他の利用者が間違っって持ち帰られる可能性もあります。事業所も出来るだけそのような事のない様に努めますが、万一の場合はご容赦下さい。又、あまり高価なものは、身につけてお越しにならないようお願いいたします。

10. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施の前日までに事業所にお申し出ください。
- (2) 利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合キャンセル料として別紙料金表の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- (3) サービス利用の変更・追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

1 1. サービスの開始、終了

(1) サービスの利用開始

契約と同時に地域密着型通所介護計画書もしくは介護予防通所介護相当サービス計画書を作成し、居宅介護支援専門員のプランに沿ってサービスを開始します。

(2) サービスの中止

当施設にお越しになられても、看護職員がご体調をチェックし、体調が悪いと判断しますと、利用者と相談の上、入浴等のサービスを中止させて頂く場合があります。又、普段と比べ、体調が悪いときや車酔いされた時は、必ずお申し出ください。

(3) サービスの終了、解約

利用契約書第15条から第17条をご参照ください。

1 2. 緊急時等における対応

- (1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

1 3. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

但し事業所に過失が認められない場合においては、事業所は責任を負わないものとします。

1 4. 非常災害対策

非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

1 5. ハラスメント防止について

職員やご利用者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。

具体的には、被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して、一人で対応させない等）や被害防止のための取り組み（定期的な周知やマニュアル作成、研修の実施等）を行います。

1 6. ハラスメントや苦情の対応

事業所は、提供したサービスに、利用者からの苦情の申し立てや相談があった場合、出来る限り速やかに対応します。サービス提供に関しての苦情や相談がある場合には下記の相談窓口までご連絡なくお申し出下さい。

(1) 菜の花デイサービス相談室

窓 口：菜の花デイサービス

住 所：奈良県生駒市中菜畑二丁目 1 1 1 7 番地

担当者：管理者 西 村 早 苗

TEL/FAX 0 7 4 3 (7 1) 7 2 2 1

受付時間 午前 9 時から午後 5 時

緊急時連絡先 TEL/0 7 4 2 (3 0) 1 2 0 0

(2) サービスの苦情や相談に関しては下記の公的機関窓口があります。

①生駒市役所福祉部介護保険課

TEL 0 7 4 3 (7 4) 1 1 1 1

②奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談班

TEL : 0 7 4 4 (2 9) 6 8 2 2

1 7. 衛生管理等

- (1) 事業所はサービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 8. 虐待の防止

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 9. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

2 0. 地域との連携

- (1) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を仰ぎながら地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスについての知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- (3) 本事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

2 1. 個人情報保護及び守秘義務について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します
- (3) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (5) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

2 2. サービス提供の記録

サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

2 3. 重要事項説明書の変更

この重要事項説明書は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、その都度内容を変更します。内容を変更した場合は、改正された重要事項説明書により説明します。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 ウェルコンサル株式会社

説明者 氏 名
 職 名

私は、契約書及び本書面により、菜の花デイサービスから地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスについての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

身元保証人 住 所

氏 名

Ver030401